

# 「奈良県子どもを虐待から守る審議会」における 審議会委員からの意見について

- 日 時：令和2年1月27日（月）10時～12時
- 場 所：奈良商工会議所 5階 大ホール  
（奈良市登大路町36-2）
- 出席者：奈良県子どもを虐待から守る審議会委員（委員15名中11名）  
加藤曜子委員（会長）、池田由美子委員、上田庄一委員、  
河村喜太郎委員、才村純委員、嶋緑倫委員、末松保喜委員、  
西田尚造委員、松本哲志委員、松舟晃子委員、米田恵美子委員
- 議 題：（1）奈良県都道府県推進計画案について  
（2）奈良県児童虐待防止アクションプラン案について

各委員から発言された主な意見等に関しては、下記のとおり。

## I 議題（1）及び（2）に関する意見について

### 【河村委員】

- ・特に社会的養育推進計画について、ここに盛り込まれていないこと、今後の問題として取り上げていただききたい内容が5点ほどあります。
- ・夫婦の離婚時には母親の約85%が子どもの親権を取得するため、母子家庭となる率が高い状況がある。そのうち53～54%程度が相対的貧困になると言われているが、学力、生活の質、文化的な生活水準を考えると貧困対策への対応が今後必要と考える。また児童養護施設等では措置制度を中心とした運営がなされているが、貧困対策として考えると、子どもへの学習指導や、生活や食事面も含めた必要な対策を行うことができる。
- ・また、児童養護施設は措置制度をもとに入所施設として利用されているが、入所施設に限定されない利用施設の機能を付加していく必要があると考えている。特に自立していない若い世代が多く、ひきこもりや経済面等を理由に自立支援が必要な人が200万人程度いるという報告もある。子どもを支援するためには、児童養護施設等においても、とことん自立支援をフォローしていく取組が必要ではないかと考えている。18歳から社会にでて自立していくことは非常に大変なことであるため、自立支援ホーム等だけでなく、児童養護施設の延長線上で自立支援の体制をつくる必要があるのではないかと考えており、ご検討いただきたい。
- ・また、新聞報道において、一時保護所職員を対象にした研修が不十分であるという記事が掲載されていたが、児童相談所による一時保護は、子どもが学校に通えない等、子どもにとっては日常生活の場でない状況であるため、難しいのではないかと考える。日常生活の場となる児童養護施設での一時保護所の開設を進めていく方向を検討していくのが良いのではないかと。
- ・また、市町村が主体になって実施しているショートステイやトワイライトステイなどがあるが、市町村に実施を委託していく方向性で考えていくことが必要では

ないか。一時保護中には学校に通うこともできない等の問題もあるため、市町村に密着して市町村で実施していくことが必要ではないかと考える。

- ・最後に、施設形態の問題についてであるが、家族的、家庭的養育が望ましいと偏重していくのはいかなものかと考える。施設の小規模化を否定するわけではないが、すべてを小規模とするのではなく、子どもが生活する施設形態は、本体施設があり小規模もあるなど多様で柔軟性をもつ形態であることが望ましいのではないかと考える。

(回答：こども家庭課)

- ・一時保護所については、県内1箇所の児童養護施設で開設をしていただいている。施設の小規模化ばかりではなく、施設の多機能化・高機能化の一環として利用施設としての児童養護施設というのも重要な形となってくると考えている。今後、児童養護施設のみならずと一緒に検討していきたいと考えている。
- ・ご意見いただいた自立支援についてであるが、社会的養育推進計画の非常に重要な要素として、子どもの自立支援を掲げている。児童福祉法のなかで対応できる部分は支援を行うことができるが、18歳以降の自立支援をどうするかという点については、本県だけでなく国全体の話になってくると考える。福祉全体の話として福祉制度の接続が大切であり、国への要望も含めて検討を行っていきたいと考えている。
- ・社会的養育推進計画のP24の4「市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組」の取組内容において、市町村における在宅支援メニューの充実に向けた支援を行うこととしている。市町村自身できるかできないかも含めて市町村と連携をとって支援を行っていきたいと考えている。

【才村委員】

- ・奈良県社会的養育推進計画の用語についての要望をしたい。本文において、「社会的養育」と「社会的養護」の用語が随所に使われているが、一般県民から見た時にその違いがわからないのではないかと考える。そのため、社会的養育とはなにか、社会的養護とはなにかという用語の説明を本文でしておいた方がよいのではないかと考える。社会的養護はいわゆる家庭養育に対する社会養護であり、家庭での養育が困難な場合、社会の責任で養護するという代替的養育を指すものである。ところが社会的養育となると、代替的養育に加えて、行政処分としての指導措置、児童福祉司指導等も加わってくるはずである。また、契約による相談支援は、あたらしい社会的養育ビジョンでは対象の範疇には入らなかったかと思う。少なくとも行政処分による在宅指導は社会的養育に入るはずであり、社会的養護、社会的養育の概念について明確にして説明を入れてはどうかと考える。
- ・また、本文中にケースワークという用語も複数出てくるが、特に児童相談所においてはケースワークというよりも、市町村要対協を活用した地域支援、ネットワークづくりが児童福祉司の業務の重要な柱として位置づけられている。そのため本文では、ケースワークとするよりも、ソーシャルワークという用語を用いる方がよいのではないかと考える。
- ・また、一時保護所の機能に関してであるが、平成28年の児童福祉法改正により、一時保護の機能の明確化がなされている。ひとつは保護、もうひとつはアセスメントである。この推進計画において、保護については記載されているが、一時保護所におけるアセスメント機能の内容が欠けているように思う。入所児童の権利擁護についての記載もなされているが、一時保護を行ったケースに対するアセス

メント評価という機能が、2大機能のひとつとして位置づけられているため、一時保護所職員へのOJTを含む研修強化や、アセスメント機能の強化等も含めて記載について検討をいただいております。

#### 【加藤委員】

- ・用語の扱いは非常に難しいと感じている。奈良県社会的養育推進計画の本文のP3において、「要保護児童」の説明がなされている。ここで要保護児童とは、保護者がいない、または保護者に監護させることが不適當な児童として、施設入所児、里親、その他在宅指導等の児童とされているが、この要保護児童は施設入所等を中心に児童をカウントしている。しかし市町村要対協が進行管理を行っている児童、児童虐待を受けているが一時保護までに至らない在宅支援の児童も要保護児童としている。2つの名前が混在しているというのもある。また生活保護として扱われることもある。どのように扱うか、用語の難しさがあると思う。
- ・P18の図で、「児童虐待防止ネットワーク」と記載がある。児童虐待防止ネットワークは、要保護児童対策地域協議会として法定化されたと思うが、ここで児童虐待防止ネットワークと記載されているのはなぜか。

(回答：こども家庭課)

- ・ここで児童虐待防止ネットワークと記載しているのは、県内で活動している民間団体があり、個別団体名を避けて記載している。

#### 【河村委員】

- ・ケースワークとソーシャルワークの用語についてであるが、相談に個別に対応するのがケースワークであり、ソーシャルワークは様々な異なった立場や役割を持った人の特徴や専門性を生かした支援である。そのため、才村委員からのご指摘のとおり、ケースワークでなくソーシャルワークと記載することが良いと考える。

#### 【松舟委員】

- ・里親委託の推進を進めていくにあたり、里親をどのように増やし活用していくかが大切になると考える。しかし里親もいろいろな家庭状況があり、相談があればすぐに委託を受けられるという現状にあるわけではない。里親家庭の個別の状況もあるため、委託を受けられる時も受けられない時もある。養育里親でも長期的な養育を受けられない場合もあり、それぞれの里親家庭の都合に合わせて子どもを見ていく必要があるため、里親がどのようなニーズがあり、状態にあるのかという現状を把握して欲しい。里親へのショートステイの話もあるが、ショートステイの受け皿としての里親活用もあるかと思う。里親それぞれの事情もあるが、ショートステイや週末里親なら受けられるとうケースもあると思う。里親委託を進めるにあたっては、里親の現状をしっかりと見て欲しいと考える。

#### 【才村委員】

- ・里親の話もあったが、それに関連してP26で特別養子縁組に関する記載がある。私も以前に里親担当をしていたことがあるが、養子縁組を希望する里親が多い一方で養子縁組に出すことが出来る子どもが少なく、苦慮した経験がある。考えてみると施設入所しているが保護者の面会がなく保護者が拒否し、長期間の施設入所を余儀なくされている子どもが意外に多いかと思う。そういった子どものパーマネンシー保障をどのように行うかを考えると、養子縁組は非常に大事な社会資

源となってくる。養子縁組に出すことができるケースの徹底的な洗い出しとともに、それ以前に保護者に対して子どもの面会に来るように働きかけるなど、期間を限った強力な指導をしたうえで、保護者が動かない場合には決断をしないといけない。そうしたことをしながら養子縁組に出せるケースを徹底的に洗い出していくという作業が、どこまで推進計画に記載するかは別にして、里親委託率を高めていくためには欠かせないと思う。取組内容に記載されているような、児童福祉司を増員して制度に関する研修を行うだけでは養子縁組数は上がらないのではないかと思う。

(回答：こども家庭課)

- ・養子縁組里親に対して子どもの数は圧倒的に少ない状況にあるため、利用機関である児童養護施設等との連携や協力を得ていく必要があると考える。また児童相談所に里親支援児童福祉司を配置していく計画もあるため、そのなかで徹底的な対象児童の洗い出しが必要と考えている。

【末松委員】

- ・報道内容をみると、他の都道府県からも社会的養育推進計画に関する目標数値が出そろってきているところで、国も都道府県における委託率の数値について厳しい意見を述べているようである。奈良県の里親委託率の数字は国の目標よりも低い値となっているが、他の都道府県においても同様であるように思う。権利主体は子どもであるされているが、根底には子どもは全員家庭が望ましく、家庭が難しければ里親であり、施設は駄目であるというような考えがあるのではないかと思う。そういった考え方に寄らず、委託率を考えて欲しいと考える。

【松舟委員】

- ・家庭養育を進めていくにあたってはファミリーホームも重要である。ファミリーホームを運営していくには現状制度では難しい面もあるが、補助員を活用できるメリットもある。ファミリーホームに対する県の考え方や、今後のファミリーホームの設置推進、指導方法等を考えて欲しい。ファミリーホームは外から見えにくい部分もあるため、必要な指導をして欲しいと考える。

## Ⅱ その他

(こども家庭課)

- ・本日、ご審議いただいた「奈良県社会的養育推進計画」等に関して、いくつか修正に関わる意見をいただいたかと思うが、事務局側で修正したうえで、修正後の内容の承認については、加藤会長に一任することとしてよいか。この場をかりてご審議いただきたい。

【各委員】

- ・(異議無し)

以上